

平成24年 人事院勧告

給与勧告の骨子

○本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ①月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差($\triangle 0.07\%$)に基づく月例給の改定なし
・従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
・減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ②公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
・上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ①55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正)
②高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減(人事院規則改正)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が隨時変更することができる。その変更に間に必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査(完了率90.6%)

(月例給) 公務と民間の4月分給与を調査(ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

○月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) $\triangle 273\text{円 } \triangle 0.07\%$

(給与減額支給措置による減額後) $28,610\text{円 } 7.67\%$

[行政職俸給表(一) …現行給与(減額前) 401,789円 平均年齢 42.8歳]

(減額後) 372,906円

○以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない

- ・従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行なうことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
- ・給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

(ボーナス) 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○公務の支給月数(現行3.95月)は、民間の支給割合(3.94月)と均衡しており、改定は行わない

- ・ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
- ・給与減額支給措置が行われていることを勘案

III 給与制度の改正等

○昇給・昇格制度の改正(平成25年1月1日実施)

- ・給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員)は、標準の勤務成績では昇給しないこととし(現行は2号俸昇給)、特に良好の場合には1号俸(現行は3号俸)、極めて良好の場合には2号俸以上(現行は4号俸以上)の昇給に、それぞれ抑制
- ・昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減
- ・今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○地域間給与配分の検証

- ・地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に收められる。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・現在調査対象としている産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

公務員労働組合連絡会 声明

(1) 人事院は、本日、官民較差がマイナス273円、同0.07%と小さいこと、給与改定・臨時特例法に基づく臨時特例減額が行われ、民間給与を7.67%下回っていることを勘案し、月例給を改定せず、一時金については民間と均衡していること等から改定しないとする一方、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とする給与法改正勧告と、高位号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を来年1月から縮減するとの報告を行った。

(2) 公務員連絡会は、本年夏季の取組みに当たって、①国家公務員の給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえて対処すること、②50歳台職員の昇給・昇格のあり方の検討については、十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること、③実効性ある超過勤務縮減策を実行すること、④男女平等の公務職場を実現すること、⑤メンタルヘルス対策を強化すること、⑥非常勤職員の待遇と制度を改善すること、などを重点要求課題に設定し、人事院交渉を強化し、公共サービスキャンペーン、公務員制度改革の取組みとも連携した闘いを進めてきた。

(3) 人事院が、本年の月例給与の官民較差が小さく改定する必要がなく、給与改定・臨時特例法に基づく減額措置が実施され、民間給与を7.67%下回っているもとにおいて、改定見送りを判断したことは、当然のことである。また、一時金の据え置きについて、昨年は、人事院が東北3県について調査しなかったことを理由に引上げ改定を見送ったことは極めて重大な問題であったが、本年は、この夏の民間の一時金支給実態が厳しく、公務の支給月数と均衡する結果になったものと言える。

他方、55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととする給与法改正勧告と、人事院規則を改正し高位号俸からの昇格時俸給増加額を縮減するとの報告を行ったことは、高齢層職員の給与が給与改定・臨時特例法により減額されている中にあって、公務員連絡会との十分な交渉・協議を行わず、来年1月から、拙速かつ一方的に高齢層職員の給与引下げを強行しようとするものであり、遺憾なことと言わざるを得ない。公務をめぐる厳しい情勢のもとで、その他の労働諸条件の改善について、具体的な措置を講ずるには至らなかったことは残念なことである。いずれにしても国家公務員給与については、2014年3月までは平均7.8%の臨時特例減額が実施されていることから、政府に対しては、これを踏まえた対応を求めるものである。

(4) 地方公務員の給与についての各人事委員会の勧告はこれからであり、あるべき地方公務員の賃金を勧告するよう取組みを強化するとともに、引き続き、財政上の措置を含め地方公務員への国家公務員給与削減の影響を遮断するよう取り組んでいく必要がある。また、独立行政法人、政府関係法人等の闘いにおいても統一闘争態勢を堅持した取組みを進めることとする。さらに、雇用と年金の接続、職域年金廃止後の退職給付のあり方、地域主権改革と国の出先機関改革、独立行政法人改革、そして来年度予算の編成など、公務労働者の雇用や労働条件を直接左右する重要な課題が山積している。われわれは、民主党を中心とした政権との間において、引き続き緊張と信頼に基づく労使関係を追求するとともに、雇用と労働条件を確保する立場で積極的な取組みを推進する決意である。

(5) 昨年6月に労使合意に基づいて国家公務員給与を削減するための法案とともに、自律的労使関係制度を確立するための国家公務員制度改革関連四法案が国会に提出され、本年6月1日によく衆議院本会議で審議入りしたが、その後は膠着状態となっている。また、地方公務員の労働関係法案はいまだ国会提出に至っていない。社会保障と税の一体改革をめぐって、政治情勢は混迷の度を深めており、一切の予断が許されない情勢が継続している。

公務員連絡会としては、本来あるべき自律的労使関係を実現していくため、公務労協・連合に結集し、これらの課題の実現に全力を尽くしていく。また、公共サービス基本法の活用と、公共サービス基本条例・公契約条例制定運動を中心に、国民生活の安心と安全を確保する公共サービスの再構築に向けた取組みを進めていくことをとする。

2012年8月8日

エンパワメント活動報告

東西線乗務支部



三条京阪駅コンコース



琵琶湖花火大会



西賀茂支部



感謝の気持ちを込めて!



上々の出来です!!

今回は、夏の風物詩のひとつとなった「京の七夕」の開催に合わせて、西賀茂営業所の系統で走っている「ハッピーバス」を七夕仕様に飾りつけをしました。前回とは一味違つてご乗車頂いたお客様は、携帯電話で車内を撮影したり、短冊に見入るなど絶えず歓声が沸き起つた。「京の七夕らしい霧開気のバスを運転でき、暑い夏を乗り切れそうだ。」という声が聞かれました。今後もお客様に喜んでいただけるよう、引き続き頑張つてまいります。